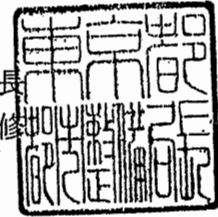


(社) 東京建設業協会会長 殿

東京都都市整備局長  
梶山 修



「東京都建設リサイクルガイドライン」の改定について (通知)

日頃、都の建設資源循環の施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
都内では、社会資本等の整備及び更新等に伴い、大量の建設副産物等が発生していますが、東京の持続ある発展と都民の安全で快適な生活を確保していくためには、社会資本等の整備及び更新等のあらゆる過程において、建設資源の循環利用を進めていく必要があります。

都は、これまで、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成10年11月。以下「推進計画」という。)及び「東京都建設リサイクルガイドライン」(平成11年12月。以下「ガイドライン」という。)に基づき、積極的に建設資源循環に取り組んできたところですが、この間、国における建設資源循環に係る関係法令の整備の動向、社会経済情勢の変化等に対応するため推進計画を改定することとし、平成15年5月に新たな推進計画を策定しました。

推進計画では、建設副産物の再資源化等の目標を定めるとともに、これを達成するため10の戦略を掲げており、これを着実に推進するため、推進計画を補完し、施策の詳細事項や建設資源循環のルールなどを規定するものとして、ガイドラインを改定し運用することが定められています。

このため、都は、平成11年12月に策定されたガイドラインを改定し、その拡充強化を図ることとしました。

本ガイドラインは都関連工事(都、都監理団体及び区市町村発注工事)を対象としていますので、都関連工事(単価契約、設計委託、工事監理等を含む。)を受注する場合又は都関連工事に建設資材等を供給する場合には、本ガイドラインに基づき建設資源循環推進に取り組まれますよう、ご協力をお願いします。

なお、関係部署への周知徹底をお願いします。

記

- 1 適用日 本ガイドラインは、平成16年7月1日から適用します。

(事務局注)

ガイドラインは、5月中に東京都のホームページで公開される予定です。

(連絡先)

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物係 電話 03-5321-1111 内線 30-235 直通 03-5388-3231 FAX 03-5388-1351
--------------------------------------------------------------------------------------------------------